

2026年11月1日の
販売分から始まる新しい消費税免税制度

「リファンド方式」 に向けて準備を 開始しましょう!

リファンド方式における主な改正点

- ① 店頭では税込価格(改正前:税抜価格)で販売
- ② 税関確認情報の取得・保存
- ③ 上記②に基づき旅行者に返金



**②③は承認送信事業者等に委託できます。
まずは、利用中の承認送信事業者にご連絡を!**

※免税店での販売手続について、①以外にも改正が行われています。詳しくは「その他の改正点(主な内容)」をご確認ください。
※自ら購入記録情報を送信されている方は、返金方法(自ら行うか、返金代行業者に委託するか)について検討が必要です。

「リファンド方式」の流れ



参考:旅行者の流れ



その他の改正点(主な内容)

免税店での販売時

項目	改正内容
対象者確認	日本人一時帰国者の確認書類は、現行の書類のほか、マイナンバーカードでも良いこととされる
	船舶観光上陸許可等で入国された方は、これまでの上陸許可書に加え、パスポートの提示*が必要 ※船舶観光上陸許可で入国された方はパスポートの写しを含む
対象物品	一般物品と消耗品の区分や消耗品の購入上限額(50万円)は廃止
	消耗品の特殊包装は廃止
	販売する免税対象物品が事業用でないことの確認は不要
	購入品は出国時にその全てを自らが所持して海外に持ち出すことができる数量に限られる
購入記録情報	税抜単価100万円以上の免税対象物品を販売した場合、その商品の属性に応じ、「商品情報詳細」(シリアル番号等)を提供する
説明事項	旅行者は購入日から90日以内の出国時に税関の確認を受けることとされたこと等に伴い、販売時の旅行者への説明事項について見直される
手続の委託	リファンド方式では、現行制度での免税店の区分(一般型・手続委託型)が廃止され、一般型免税店に統合される。一般型免税店は、免税販売手続を承認免税手続事業者に委託することができる

(参考)免税購入対象者が免税店で運送契約を締結し、その場で免税対象物品を運送事業者へ引き渡す免税販売方式(直送制度)は、所要の改正を行った上で継続

税関確認後

項目	改正内容
経理処理	税関確認情報の保存により免税が成立するため、課税売上げとした取引を免税売上げに振替処理

参考:旅行者の出国時

税関の確認は購入記録情報(一回の販売(領収))単位で行われます。同一の購入記録情報に含まれる免税対象物品のうち、一つでもその物品を所持していなかった場合には、当該購入記録情報に含まれる全ての免税対象物品について、税関の確認を受けることはできません。この場合、免税店は税関確認情報を取得できないため、免税の適用は受けられません。

現行制度とリファンド方式を併用する移行期間はありません。なお、リファンド方式への移行にあたり、既に免税店の許可を受けている方は改めて許可申請書を提出する必要はありません。

さらに詳しくお知りになりたい方へ

リファンド方式に関する詳細(リーフレットやQ&A)は、国税庁や観光庁WEBサイトをご確認ください。

国税庁
WEBサイト



観光庁消費税免税店
WEBサイト

